

○死亡者の救急活動記録の情報提供に関する要綱

平成18年2月2日消防長訓（救）第1号

改正

平成30年3月22日消防長訓第3号

令和元年6月28日消防長訓第2号

令和5年3月31日消防長訓第13号

死亡者の救急活動記録の情報提供に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市消防局が保有する救急活動記録のうち、死亡者に関する個人情報の提供の適正な取扱いに關し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、救急業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（情報提供の範囲及び方法）

第2条 情報提供の範囲は、救急活動記録の全部又は一部とする。

2 情報提供の方法は、原則として次に掲げるいずれかにより行うものとする。

（1） 救急活動記録の閲覧

（2） 救急活動記録の写しの交付

（申出者）

第3条 救急活動記録の傷病者及び救急活動記録に個人情報が記載されている者のうち、死亡者に関する個人情報の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次に掲げる者とする。

（1） 死亡者の遺族（配偶者及び二親等までの血族）

（2） 前号に該当する者がいない場合については、甥・姪など近親の血族、その他生計を同じくしていたものなど情報提供を申し出る正当な理由があると認められる者

（3） 前2号に掲げる者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人又は前2号に掲げる者の委任による代理人

（情報提供の手続）

第4条 申出者から消防局長（以下「局長」という。）に第1号様式による情報提供申出書の提出があったときは、次に掲げる書類の提示又は提出を申出者に求めるものとする。

（1） 本人であることを確認できる書類

（2） 死亡していることを確認できる書類

- (3) 申出者が前条第1号に掲げる者の場合は、死亡者と申出者の続柄を確認できる書類
- (4) 申出者が前条第2号に掲げる者の場合は、死亡者と申出者の関係及び情報提供を申し出る正当な理由を確認できる書類
- (5) 申出者が前条第3号に掲げる者の場合は、代理人であることを確認できる書類

第5条 局長は、救急活動記録の全部又は一部を情報提供するときは、その旨の決定をし、申出者に対し、第2号様式による情報提供決定通知書により通知しなければならない。

2 局長は、救急活動記録の全部を情報提供しないときは、情報提供しない旨の決定をし、申出者に対し、第3号様式による情報非提供決定通知書により通知しなければならない。

(情報非提供の事由)

第6条 局長は、情報提供の申出があった救急活動記録について、次に掲げる事由があった場合は、救急活動記録の全部又は一部を提供しないことができる。

- (1) 死亡者の生前の意思、名誉等を損なうおそれがあるとき
- (2) 死亡者又は申出者以外の個人の権利利益を損なうおそれがあるとき
- (3) 前2号のほか救急活動記録の情報提供を不当とする相当な事由が存するとき

(情報提供の説明)

第7条 局長は、情報提供した救急活動記録の内容について、説明を求められた場合は、それに応じるものとする。

(検討委員会の設置)

第8条 局長は、情報提供の決定についての判断が困難な場合又は他の者の意見を求めることが適当な場合は第三者を含めた検討委員会を開催するものとする。

(手数料等)

第9条 情報提供に係る手数料は、無料とする。

2 救急活動記録の写しの交付を求められた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を申出者に求めるものとする。

(受付及び事務)

第10条 情報提供に係る申出受付は総務課において、事務は救急課において行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、情報提供について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日消防長訓第3号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日消防長訓第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日消防長訓第13号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）
第1号様式（第4条関係）（A4）

情報提供申出書

年 月 日

大阪市消防局長様

申出者（本人）
住所又は居所
氏名
(法定代理人)
住所又は居所
氏名
(代理人)
住所又は居所
氏名
(電話番号)

次の救急事故における死者に関する救急活動記録の情報提供を申し出ます。

救急事故発生日時	年 月 日 時 分ごろ
事故発生場所	区 町 丁目 番 号
死亡した者の氏名	
死亡した者と申出者との関係	
申出の理由等	
提供方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの提供
※申出者確認欄	申出者本人確認書類等 運転免許証・健康保険の被保険証・旅券 その他（ ）
※備考	

注1 申出者が法定代理人、代理人の場合は、代理をする本人の住所又は居住及び氏名も記入してください。

注2 提供方法の区分欄の該当する□にレを付けてください。

注3 ※欄については、記入しないでください。

注4 申出時には次の書類の提示又は提出が必要です。

- ・本人、法定代理人、代理人であることを確認できる書類
- ・死亡を確認できる書類
- ・死亡者と申出者の関係を確認できる書類
- ・本人が死亡者の配偶者又は二親等以内の血族でない場合は、情報提供を申し出ることが正当である理由を確認できる書類

情報提供決定通知書

大消救第
年 月 日

様

大阪市消防局長

印

年 月 日付けの救急活動記録情報提供については、次のとおり提供することを決定したので通知します。

申出者氏名及び住所							
提供する救急活動記録	<p>対象者氏名： 事故発生日時： 年 月 日 時 分 覚知 事故発生場所： 区 町 丁目 番 号</p>						
情報提供の日時							
情報提供の場所							
提供の範囲	<p>全部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 90%;">一部を提供しない理由</td> </tr> <tr> <td>一部</td> <td></td> </tr> </table>				一部を提供しない理由	一部	
	一部を提供しない理由						
一部							
提供方法の区分	閲覧・写しの提供						
担当課	<p>大阪市消防局救急部救急課 電話 ー ー</p>						
備考							

注 救急活動記録の情報提供を受ける際には、この通知書及び申出者であることを確認する書類を提示又は提出してください。

第3号様式（第5条第2項関係）
第3号様式（第5条第2項関係）（A 4）

情報非提供決定通知書

大消救第 号
年 月 日

様

大阪市消防局長

印

年 月 日付けの救急活動記録情報提供については、次のとおり提供しないことを決定したので通知します。

申出者氏名及び住所	
提供を求めた救急活動記録	対象者氏名： 事故発生日時： 年 月 日 時 分 覚知 事故発生場所： 区 町 丁目 番 号
提供しない理由	
担当課	大阪市消防局救急部救急課 電話 一 一
備考	